

(特別) 児童扶養手当を受給しているかたへ —8月は現況届提出月です—

- 児童扶養手当とは、母子家庭の母が児童を養育している場合や父に障がいがある場合に支給される手当です。
- 特別児童扶養手当とは、精神又は身体に障がいのある児童を養育している親に支給される手当です。

手当を受給している方は、8月1日から8月31日までの間に現況届の提出が義務付けられています。(支給停止となっている方についても同様です。)

個別に通知をしていますので、ご確認のうえ手続きしてください。
現況届の提出が無い場合は、手当の支給を受ける権利が消滅してしまう場合がありますので、忘れずに手続きしてください。

また、婚姻や年金受給等により受給資格を喪失した場合は、速やかに届け出してください。届け出が遅くなると、支給された手当を返還していただく場合があります。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

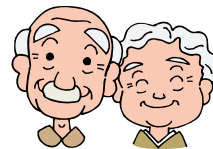
平成20年度「敬老会」を開催します

多年にわたり社会の発展にご尽力された方々を敬愛し、その長寿をお祝いするため、次のとおり敬老会を開催します。

対象となるのは、昭和8年4月1日までに生まれた方で、事前に案内状を送付します。

お祝いの式典のほか、民謡ショーや幼稚園・保育園児の演目も予定しています。ご近所、ご友人お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

地区	期 日	会 場	時 間
仙南地区	9月7日(日)	仙南体育館	午前10時～ (受付は午前9時～) ※受付の際、案内状が必要です で、忘れずご持参ください。
千畑地区	9月15日(月)	千畑体育館	
六郷地区	9月21日(日)	六郷体育館	



問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

「金婚をお祝いの会」を開催します

今年めでたく金婚をお迎えになるご夫婦を対象に、金婚をお祝いの会を開催します。

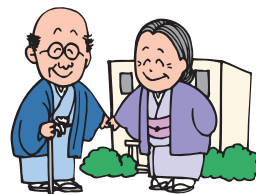
対象となるご夫婦は、昭和33年に婚姻届を出された方々です。

参加を希望されるご夫婦は、9月4日(木)まで千畑庁舎福祉保健課、六郷・仙南庁舎総合サービス課に備え付けの申込書にご記入のうえ、お申し出ください。

日 時 ●10月22日(水) 午前11時～

会 場 ●美郷町ふれあいセンター(千畑南小学校向かい)

対象者 ●昭和33年1月1日～12月31日までの間に婚姻届を出されたご夫婦



<次の点にご注意のうえ、お申込みください>

- ・対象となるご夫婦への個別通知はしていません。
- ・電話での申込みは受付していません。申込書による参加となります。
- ・今年対象のご夫婦が来年度以降参加することはできません。金婚を迎えられる年のみ参加対象となります。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

『福祉医療制度』についてのお知らせです

福祉保健課

● 福祉医療制度とは？

該当となった方が医療機関を受診したときに、医療費の自己負担分を県と町が負担するものです。該当の方には「福祉医療費受給者証」を交付していますので、健康保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。

● 種類と内容は？

区分	対象者	始期	所得制限
乳幼児 (未就学児)	0歳から6歳まで	・出生の日	なし (所得審査はあり)
ひとり親 家庭の児童	母子家庭または両親のいない児童 (18歳まで)	・ひとり親家庭となった日の 属する月の初日	あり
	父子家庭の児童(18歳まで)		
高齢身体 障がい者	身体障害者手帳4級から6級をお持ち で65歳以上の方(社保本人除く)	・65歳の誕生日の属する月の初日 ・身体障害者手帳交付の日に属 する月の初日	あり
	身体障害者手帳4級から6級をお持ち で後期高齢者医療に加入の方	・後期高齢者医療適用の日 ・身体障害者手帳交付の日に属 する月の初日	
重度心身 障がい(児)者	療育手帳(A)または身体障害者手帳 1級から3級をお持ちで後期高齢者 医療に非加入の方	・療育手帳または身体障害者手帳 交付の日の属する月の初日	なし (社保本人はあり)
	療育手帳(A)または身体障害者手帳 1級から3級をお持ちで後期高齢者 医療に加入の方	・後期高齢者医療適用の日 ・療育手帳または身体障害者手帳 交付の日の属する月の初日	

※所得制限のある区分は、毎年8月に前年の所得による審査を行い、受給の可否を決定しています。

● 福祉医療費受給者証交付申請手続きに必要なものは？

- * 受給者本人の健康保険証 * 印かん * 所得課税証明書(転入などの理由により所得審査が必要な場合)
- * 身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障がい者、重度心身障がい(児)者の場合)

● 福祉医療費受給者証の使用で注意することは？

- * 県外の医療機関で受診した場合 ⇒ 県外の医療機関では福祉医療が適用になりませんので、自己負担分をいったん支払うことになります。
- * 窓口で受給者証を提示しなかった場合 ⇒ 医療機関側で確認ができなかった場合は、自己負担分を支払わなければなりません。

◎ 自己負担分を支払った場合 ⇒ 申請により医療費の還付を受けることができます。

[還付手続きに必要なもの]

- ・ 医療機関発行の領収書 ・ 印かん ・ 福祉医療受給者証 ・ 振込先口座通帳(ゆうちょ銀行以外)

● 福祉医療費の対象とならないものは？

- * 入院したときの食事代、病衣代、文書料など医療保険の給付対象とならないもの
- * ほかの公費負担医療が受けられる場合

● こんなときは届出をお願いします！

- * 住所や氏名など、福祉医療費受給者証に記載されている内容が変わったとき
- * 加入している健康保険証が変わったとき
- * 障害程度の変更など、身体障害者手帳または療育手帳の内容が変わったとき

[届出に必要なもの]

- ・ 印かん ・ 健康保険証 ・ 福祉医療費受給者証
- ・ 身体障害者手帳または療育手帳(高齢身体障がい者、重度心身障がい(児)者の場合)

● 今年度の福祉医療費受給者証の更新手続きはお済みですか？

更新が必要となる方には案内通知をし、7月28日より期間を設けて手続きを行なっていますので、まだお済みでない方は、お早めにご手続きをされますようお願いいたします。

～ 福祉医療費受給者証の交付申請および各種届出は

千畑庁舎福祉保健課と六郷・仙南庁舎総合サービス課で行なっております～



役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線2174、2175、2176)